

流山市
福祉避難所の確保・運営
マニュアル

令和7年3月
流山市健康福祉部福祉政策課

目次

はじめに.....	1
第1章 福祉避難所について.....	2
(1) 福祉避難所の概要	2
(2) 一般避難所と福祉避難所の関係	2
(3) 福祉避難所の受入対象となる要配慮者.....	3
(4) 福祉避難所の指定	4
(5) 受入対象の特定.....	6
(6) 開設時期・開設期間.....	7
(7) 市と施設の役割.....	7
第2章 平常時における取組み	9
第1節 市の取組み	9
(1) 福祉避難所の指定	9
(2) 福祉避難所の周知啓発.....	9
(3) 要配慮者対応の物資、資材等の確保.....	9
(4) 移送手段の確保.....	10
(5) 人員の確保	10
(6) 避難行動要支援者連絡会議による事前想定	10
第2節 施設の取組み	11
(1) 職員への周知・理解促進	11
(2) 施設利用者への周知	11
(3) 物資・資材の確保.....	11
(4) 施設の実態に応じたマニュアルの作成	12
(5) 定期的な避難所運営訓練・研修.....	12
(6) 事業所・法人間の連携.....	12
第3章 災害発生時の動き	13
第1節 市の取組み	13
(1) 発災直後～24時間以内	13
(2) 24時間～7日以内	15
(3) 閉鎖後.....	15
第2節 施設の取組み	16
(1) 発災直後～24時間以内	16
(2) 24時間～7日以内	17
(3) 閉鎖後.....	18
第3節 感染症対策について	19

はじめに

近年発生している災害では、想定を大きく超える事態が発生するなか、高齢者や障害者の犠牲が多くなっています。また、大規模な災害が発生した場合、高齢者や障害者等の要配慮者は、小・中学校の体育館等の生活環境が十分に整備されたとはいえない避難所では、生活が困難となる恐れがあります。

流山市では、普段から高齢者や障害者の方への支援を行っている専門の施設等に委ねることが避難者にとって最善であることから、あらかじめ特別養護老人ホーム等の福祉施設との間で「要配慮者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書」を締結し、福祉避難所の指定を進めてきました。令和7年3月末現在、民間の特別養護老人ホームを中心に19施設を福祉避難所として指定しています。

福祉避難所として指定している施設等は、平常時・災害時問わず、多くの利用者に対して福祉サービスを提供していることから、福祉避難所の開設・運営を迅速かつ円滑に行うためには、施設関係者の理解や協力が必要不可欠です。

本マニュアルでは、国が令和3年に改正した災害対策基本法を基準に、福祉避難所の開設・運営に関する平常時及び災害時における市及び施設関係者の取組や行動について、基本的な事項を示すものです。

各施設においては、本マニュアルを参考にしながら、それぞれの施設の人員体制、特性、実情等を踏まえて、福祉避難所の運営に取り組んでいただくようご協力をお願いいたします。

流山市の要配慮者・避難行動要支援者施策について

高齢者や障害者等の要配慮者は、普段から介護・福祉サービスを利用している方が多く、平常時からの災害時に備えた取組みが重要です。本市では、平成26年10月より地域支え合い活動を開始し、要配慮者の中でも特に支援を要する方を避難行動要支援者として位置付け、災害時の支援だけでなく、日ごろからの地域での見守り活動を推進しています。さらに令和6年度からは避難行動要支援者一人ひとりの個別避難計画の作成を推進しています。

本マニュアルは、福祉避難所の確保・運営ガイドライン（内閣府・令和3年5月改定）を基に、地域支え合い活動の実態を反映させて作成するものです。

第1章 福祉避難所について

(1) 福祉避難所の概要

福祉避難所は、災害の発生時において、公共施設・学校等に設置される避難所での生活に支障が生ずる、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」とする）を対象として開設する避難所です。

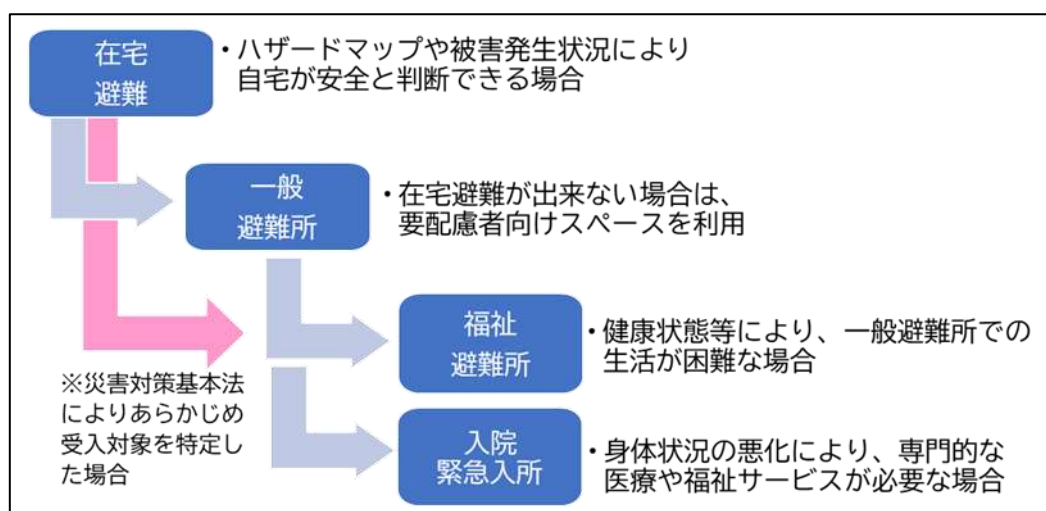
市では、主に平常時に入所施設等として運営されている福祉施設と協定を締結しており、災害発生時には、災害の規模、災害の発生場所、要配慮者の避難状況のほか、各施設の安全確保や職員の配置状況等に応じて、市が開設する福祉避難所を決定します。

(2) 一般避難所と福祉避難所の関係

災害によって住居の使用が困難になった被災者、避難指示等に従って避難した住民が一時的に滞在できる場所として、指定避難所が開設されます。指定避難所は、公共施設・学校等に設置される指定一般避難所（以下、「一般避難所」とする）と、要配慮者向けに開設される指定福祉避難所（以下、「福祉避難所」とする）に区分されています。

一般避難所では、要配慮者に向けた運営として、避難所内の落ち着いた場所（体育館等の一部スペースや空き教室等）を要配慮者向けスペースとして提供することになっています。さらに、介護や障害の程度が高く、一般避難所での生活が困難で特別な配慮を必要とする場合は、一般避難所において健康状態等を把握し、福祉避難所への移送や、医療機関への入院、介護保険施設等への緊急入所につなげていきます。※令和3年5月の災害対策基本法の改正により、あらかじめ福祉避難所ごとに受入対象者を特定する規定が創設されています。

図：一般避難所・福祉避難所の関係



(3) 福祉避難所の受入対象となる要配慮者

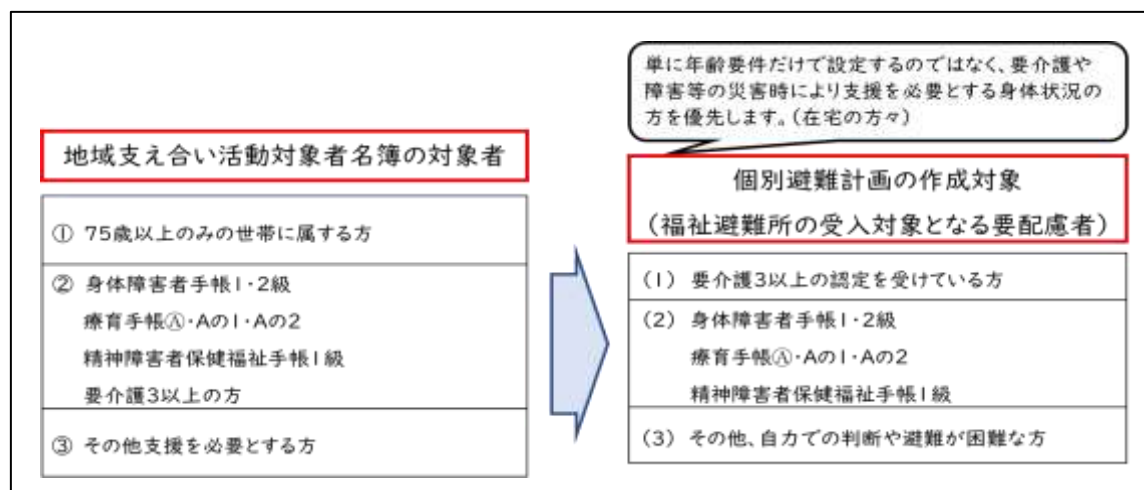
- 避難所での生活において、特別な配慮を必要とする方で、身体状況が常時介護を要しない程度の在宅の要配慮者です。また、介護にあたる家族等も対象となります。(多くの要配慮者を受け入れる可能性があるため、原則、介助にあたる家族のみとします。)
- 医療的処置や常時介護を要する要配慮者については、原則として、医療機関での受入れや、介護保険法、障害者総合支援法による緊急入所により対応することになります。※医療的処置や常時介護を要する場合であっても同行する家族等による対応が可能な場合には、福祉避難所の受入対象となります。
- 上記を原則としつつも、避難者の被災状況や避難生活中の状態等の変化にも留意しながら、総合的に判断します。

※地域支え合い活動・個別避難計画との関連

本市では、地域支え合い活動において要配慮者（要支援者）を定めていますが、平常時の地域での見守りにも活用するため、特に「75歳以上のみの世帯に属する方」を中心に多くの方が要配慮者として登録されています。しかしながら福祉避難所の協定数や施設規模を鑑みると、年齢要件を福祉避難所の受入対象とすることは難しい状況です。そのため、福祉避難所の利用対象は、個別避難計画の作成対象者と同様に、災害時に特に支援を要する要介護3以上の認定を受けている方、身体障害者手帳1・2級等の障害者を主な対象とします。

なお、福祉避難所への移送及び支援を円滑に実施するためにも個別避難計画が作成されていることが望ましいため、平常時から支援を行っている福祉専門職等と連携して個別避難計画の作成を推奨していきます。

図：地域支え合い活動・個別避難計画の対象者



(4) 福祉避難所の指定

市では、令和7年3月末現在、施設管理者の協力を得て、次の20施設を福祉避難所として指定しています。今後も新たな公共施設や福祉施設が開設された場合には、福祉避難所としての指定を要請していきます。

	名称	所在地	電話	管理団体	備考
1	流山市 地域福祉センター	平和台 2-1-2	7159- 4735	流山市 社会福祉協議会	
2	特別養護老人ホーム 春の苑	東深井 518-1	7178- 5553	社会福祉法人 あかぎ万葉	特別養護老人 ホーム
3	ケアハウス 春の苑	東深井 520-1	7178- 3377		ケアハウス
4	特別養護老人ホーム 月の船	野々下 1-292	7197- 2122		特別養護老人 ホーム
5	特別養護老人ホーム 季の花	おおたかの 森西 4-17-1	7197- 7758		特別養護老人 ホーム
6	特別養護老人ホーム 花のいろ	中野久木 421	7197- 1237		特別養護老人 ホーム
7	特別養護老人ホーム 時の花	流山 9-500-31	7128- 6585		特別養護老人 ホーム
8	特別養護老人ホーム リバーパレス流山	西深井 142	7152- 1211	社会福祉法人 旭悠会	特別養護老人 ホーム
9	ハートケア流山	小屋 146-1	7178- 2200	医療法人社団 愛友会	介護老人保健 施設
10	ナーシングプラザ 流山	前ヶ崎 248-1	7145- 0111		介護老人保健 施設
11	はまなす苑	こうのす台 269-1	7155- 2222	社会福祉法人 流山あけぼの会	特別養護老人 ホーム
12	あざみ苑	野々下 2-488-5	7141- 2200		特別養護老人 ホーム
13	ケアハウス サンライズ流山	野々下 2-488-6	7141- 2255		ケアハウス
14	でいご	こうのす台 634-1	7153- 3377		特別養護老人 ホーム
15	流山こまぎ安心館	駒木 649-3	7178- 5556	社会福祉法人 天宣会	特別養護老人 ホーム

15	美晴らしの里	名都借 1126	7141- 8822	社会福祉法人 正心会	特別養護老人 ホーム
16	クラシックレジデンス 江戸川台	美原 4-198	7155- 7160	社会福祉法人 草加福祉会	住宅型有料 老人ホーム
17	イリーゼ南柏・別邸	向小金 3-102-1	7173- 8510	HITOWA ケアサービ ス株式会社	介護付き有料 老人ホーム
18	つつじ園	野々下 1-319	7147- 2941	社会福祉法人 まほろばの里	障害福祉サー ビス事業所
19	コスモス	野々下 1-319	7142- 8551		多機能型 障害福祉サー ビス事業所
20	児童発達支援センター つばさ	駒木台 221-3	7154- 4822	流山市	児童発達支援 センター

(5) 受入対象の特定

令和3年5月の災害対策基本法等の改正により、福祉避難所ごとに受け入れる対象者をあらかじめ特定し、特定された要配慮者やその家族のみが避難する施設であることを公示する規定が創設されました。

改正の背景として、障害者等については、一般避難所で過ごすことに困難を伴う場合があり、普段から利用している施設等へ直接避難したいとの声が寄せられたことや、一方受入れる施設運営者においては、対象を定めない福祉避難所として公示されると、受入れを想定していない要配慮者の避難により、福祉避難所としての対応に支障が生じるといった懸念があり、こうした指摘を踏まえて改正が行われました。

想定される受入対象者は、福祉避難所として指定されている施設で通常提供されるサービスの実情等を踏まえて定めます。例えば、高齢者施設では「要介護認定を受けた高齢者」、障害者施設では「障害者」となり、「在校生、卒業生及び事前に市が特定した者」といった例示もされています。

受入対象の特定には、施設管理者との調整、必要な資器材等の確保などが必要です。そのため、本市では、一般避難所での避難が特に難しい重度の知的障害がある方を優先に、日ごろから受入・サービス提供を行っている施設を受入施設として定めます。

また、災害時において特に配慮を要する方として、電源を必要とする人工呼吸器等を利用している医療的ケア児・者を受入対象に定めて、電源確保策についても対応していきます。※その他の障害については、令和7年度以降、施設管理者との調整も含めて検討を進めていきます。

受入対象を特定する福祉避難所

福祉避難所	施設名称・施設区分	受入対象
つつじ園		知的障害者（主に、㊤・Aの1・Aの2）とその家族
コスモス		
流山市児童発達支援センターつばさ		知的障害児とその家族
特別養護老人ホーム月の船		医療的ケア児・者とその家族 ※特に電源を必要とする方

（６）開設時期・開設期間

災害発生後、災害・被災の規模、一般避難所における要配慮者の避難状況、福祉避難所に指定された施設の準備状況等を踏まえて、市が福祉避難所の開設の必要性を判断し、開設を決定します。その後、施設に対し、受入れの要請を行います。

開設期間は、災害救助法により、災害発生の日から７日以内とされていますが、災害の状況により市と施設が協議のうえ、延長する場合があります。

（７）市と施設の役割

■市の役割

市災害対策本部では、避難指示の判断、一般避難所の避難状況を考慮した福祉避難所の開設判断を行います。

市救援部では、福祉避難所に指定された施設との連絡調整、要配慮者の受入調整、要配慮者の移送（社会福祉協議会の協力含む）、要配慮者情報の集約・情報伝達、ボランティア等の人員確保に係る連絡調整、物資の調達等に係る連絡調整等を担います。また、福祉避難所に指定された施設の状況の集約、福祉避難所の開設判断、福祉避難所の運営支援等を担います。

■施設の役割（流山市地域福祉センター・児童発達支援センターつばさ）

流山市地域福祉センターは流山市社会福祉協議会、児童発達支援センターつばさは市が主体となって、福祉避難所の開設及び運営等の業務を行います。

■施設の役割（その他の福祉避難所）

各施設の施設管理者が福祉避難所を統括・運営することになります。施設としての通常運営体制も可能な限り維持するためにも、人員体制の確保が重要です。避難者数の増加など人員体制の確保が難しい状況になった場合は、市に対して、外部受援やボランティアの派遣を要請します。

福祉避難所運営のフローチャート

時期	項目	市	福祉避難所
平常時	事前準備	平常時からの備え - 福祉避難所施設の指定・連携 - 福祉避難所の周知啓発 - 要配慮者対応の物資、資材確保 - 移送手段の確保 - 人員の確保	平常時からの備え - 職員、施設利用者への周知 - 物資、資材の確保 - 災害時運営マニュアル等の整備 - 定期的な避難所運営訓練・研修 - 事業所・法人間の連携
発災直後～24時間以内	開設要請	①福祉避難所開設の検討・判断 (災害規模により決定) ↓ ②施設被災状況の把握 施設からの報告を受けて、開設可否を判断する。 ↓ ③福祉避難所の開設を要請	①職員及び入所者の避難誘導・安否確認 ↓ ②建物の損傷などの確認・点検 各施設所管課（介護・障害福祉等）に報告する。
	受入準備	④物資・人員等の確保 施設から要請を受けて、物資の配達、人員の派遣（外部受援含む）を調整する。 ⑤要配慮者のスクリーニング 指定避難所等の避難者の中から、福祉避難所への移送が必要な対象者を選定（随時実施する）	③避難者受入の事前準備 ・必要物資等の調達・要請（特に、ポータブルトイレ、介護用品、衛生用品、手すり、段ボールベッドなど） ・受入場所、トイレの確保 ・必要な人員の確保・要請
24時間～7日以内	受入開始	⑥要配慮者の受入要請及び移送 ・要配慮者の受入を要請 ・受入可能な要配慮者を移送。 必要に応じて、施設にも協力を依頼する。 ⑦救護班、避難誘導救援班の派遣 保健師、福祉専門職等による避難者の相談窓口、避難者の健康状態確認、要望等の把握	④避難者受入 ・市と調整し要配慮者を受入 ・避難者名簿を作成 ⑤避難者支援 市職員、派遣スタッフと協働して避難者の支援を実施
	避難所運営	⑧物資・人材等の確保 施設から要請を受けて、物資の調達・配送、人員の派遣	⑥避難所運営 ・必要物資等の要請・受入等 ・ボランティア等の要請・受入等 ・支援サービスの提供
	閉鎖準備	⑧避難者の退所調整 ・避難者の退所に向けた関係機関とのマネジメントの実施 ・必要に応じた避難所の統廃合	⑦避難者の退所調整 市と協力しながら避難者の退所に向けたマネジメントの実施
閉鎖後	費用請求	⑨運営費用の支払 施設から請求を受けて、運営に要した人件費、備品等の経費の支払	⑧運営費用の整理・請求 運営に要した人件費、備品等の経費の請求

第2章 平常時における取組み

第1節 市の取組み

(1) 福祉避難所の指定

市は、災害時に要配慮者の特性に応じた福祉避難所を確保するため、市内の施設の施設管理団体に対して福祉避難所として協力いただけるよう働きかけます。合意いただけた場合には、災害時における要配慮者の受入れに関する協定を締結し、福祉避難所として指定します。

(2) 福祉避難所の周知啓発

市は、要配慮者及びその家族等に対し、福祉避難所の受入対象となる要配慮者や利用方法等について、以下の周知に努めます。また、福祉避難所の対象とならない方が、避難所と誤解して避難し混乱が生じることがないように、福祉避難所の役割や利用できる対象者について、広く市民に理解してもらえるよう周知に努めます。

- 福祉避難所を利用できる要配慮者は、緊急の入院や福祉施設への入所等を必要としない程度の状態ではあるが、特別な配慮を必要とする方であること。
- ハザードマップや被害状況に応じて安全と判断できる場合には、要配慮者にも在宅避難を推奨すること。
- 被害状況により避難が必要となった場合には、要配慮者もまずは公共施設・学校等に設置される一般避難所に避難すること。福祉避難所は、一般避難所での生活が困難な場合に、市からの指示により避難する施設であり、要配慮者自らの判断で避難する施設ではないこと。※一部の優先受入の対象を除く。
- 福祉避難所は、要配慮者のうち、本人の障害等の状況や健康状態等から判断して、必要性が高い人から優先的に利用する避難所であること。

(3) 要配慮者対応の物資、資材等の確保

市は、一般避難所や福祉避難所において、要配慮者を受け入れるために必要な災害用備蓄、資器材等の確保について、各施設と連携して進めていきます。

〔必要な物資・資材の例〕

- 介護用品、衛生用品（オムツ、消毒液等）
- 飲料水、要配慮者に適した食料（おかゆ、液体ミルク等）
- 毛布等の生活環境に必要な物資

- 携帯トイレ、担架、段ボールベッド
- 車いす等の福祉用具
- 体温計、段ボールパーティション等の衛生環境対策として必要な物資

（４）移送手段の確保

要配慮者の福祉避難所までの移送については、原則、要配慮者の介助を行う家族等による移送とします。一人暮らしの場合や家族等による移送が困難な場合は、施設・介護事業者にも協力を依頼するほか、市救援部による移送を検討します。また、社会福祉協議会と協力して、地域住民に対し、一般避難所から福祉避難所への移送支援について働きかけます。

（５）人員の確保

施設としての通常運営体制も可能な限り維持しながら、福祉避難所の運営人員を確保することは難しい面もあることから、流山市社会福祉協議会ボランティアセンターに登録するボランティアを応援人員として派遣する等の対応が必要となります。

また、応援人員の確保は重要な課題です。市内の医療・保健・福祉専門職の団体、福祉関係事業者、外部からの受援、ボランティア、千葉県災害福祉支援チーム（DWA T）の活用や要請などについて、普段から支援の要請先リストを整備するとともに、事前に協定を締結しておく等の取組みを進めます。

（６）避難行動要支援者連絡会議による事前想定

避難行動要支援者への避難支援業務を的確に実施するため、市健康福祉部を中心に、防災担当も加わった横断的組織として避難行動要支援者連絡会議を設けています。平常時には、防災と福祉を連携させた地域での支え合いの推進、要配慮者の把握、福祉避難所の運営想定、人員体制について具体的な事前想定を行います。災害時には、主に市健康福祉部で構成される市救援部において、事前想定をもとに、福祉避難所への移送、人員・物資等の調整を担います。

第2節 施設の取組み

(1) 職員への周知・理解促進

施設においては、災害時に円滑に福祉避難所が開設できるよう、職員が福祉避難所の趣旨、職員の役割などについて、理解を深めておく必要があります。

また、福祉避難所を開設する際に、要配慮者が主に避難生活を送るスペース（地域交流スペース、デイサービスフロア等）を周知してください。

(2) 施設利用者への周知

障害種別に応じて優先受入を定める場合には、施設においても平常時の施設利用者や家族などに対し、当該施設が福祉避難所であることやその趣旨について理解を求め、災害時の不安解消に努めるよう配慮してください。

(3) 物資・資材の確保

災害時における福祉避難所の運営に必要な物資・資材は、原則として、市が調達に努めることになっています。しかしながら、災害発生時には、調達が困難となることも考えられるため、福祉避難所において確保された物資・資材について、福祉避難所への避難者に提供し、後日、市へ費用を請求することも想定されます。

①情報収集	☐ ラジオ ☐ パソコン ☐ 携帯電話用電池式充電器 ☐ 乾電池 ☐ 関係機関連絡先リスト ※非常用電源があることが望ましい。 ※コピー用紙やマーカーなどの事務用品
②事務用品	☐ ホワイトボード用マーカー(黒、赤、青) ☐ 太文字ペン ☐ コピー用紙1箱ずつ(A3・A4) ☐ 模造紙 ☐ ガムテープ
③地図	☐ 地図(近隣の災害状況の記入、避難所の案内のため) ☐ ハザードマップ
④衛生資材	☐ パーティション ☐ 手指消毒用アルコール ☐ 清掃用アルコール ☐ 液体せっけん ☐ 非接触赤外線体温計 ☐ マスク ☐ 使い捨て手袋 ☐ フェイスシールド ☐ 長袖ガウン/ビニールエプロン ☐ 除菌シート ☐ ペーパータオル ☐ 足踏み式ごみ箱(蓋つき) ☐ ごみ袋(大/小)
⑤その他	☐ ビブス、吊り下げ名札など(避難者、スタッフを区分する) ☐ ヘルメット ☐ 軍手 ☐ 懐中電灯 ☐ カイロ ☐ ポリ袋 ☐ 養生テープ ☐ その他()

（４）施設の実態に応じたマニュアルの作成

福祉避難所となる施設は、施設・設備、人員体制などについて、それぞれ状況が異なることから、福祉避難所として十分な機能を発揮するためには、各施設が状況に応じた運営方法を確立していく必要があります。本マニュアルを参考に、各施設の実態や事業継続計画（ＢＣＰ）と整合性のとれたマニュアルの作成をお願い致します。

〔マニュアル作成時に念頭に置くべき事項の例〕

- 初動対応の行動指示（安否確認、安全確認、避難誘導等）
- 備蓄品の確認
- 施設周辺の災害リスクの把握
- 職員の連絡先の把握及び参集状況の想定
- 関係機関、ライフライン事業者の連絡先及び連絡方法の把握

（５）定期的な避難所運営訓練・研修

災害時に、混乱なく速やかに福祉避難所を開設、運営ができるようにするためには、訓練の実施や研修などを通じ、災害発生後から福祉避難所の開設、運営までの具体的な手順について確認していく必要があります。また、訓練を通じて実施体制や各種マニュアル・ＢＣＰを検証し、課題の抽出、見直しを行ってください。

（６）事業所・法人間の連携、地域連携

災害時には、通常運営する上でも人的・物的な不足などが見込まれることが想定されます。日頃から連携を図っている施設との協力関係を構築するほか、医療機関、各事業者との協定締結など、連携強化に努めます。

避難所運営の人員を確保する観点では、日頃から事業所の運営に理解のある地域住民やボランティアからの支援も重要です。日頃から良好な関係性を構築して、平常時だけでなく災害時にも支援を受けられるよう意識します。

また、同時に被害を受けない立地にある社会福祉法人との連携、社会福祉連携推進法人の枠組みにより相互に災害時支援業務を行うといった取組みも有効です。

第3章 災害発生時の動き

第1節 市の取り組み

(1) 発災直後～24時間以内

①福祉避難所開設の検討・判断

市災害対策本部は、災害の規模や一般避難所における福祉避難所への移送が必要な要配慮者の避難状況を把握し、福祉避難所の開設を判断します。

②施設被災状況の把握

各施設の被害状況・安全点検の報告を受けたうえで、福祉避難所の開設の可否を判断します。なお、施設から連絡がない場合には、市救援部に属する市職員が施設を巡回して確認を行います。

③福祉避難所の開設を要請

施設の安全点検と準備状況の検討の結果、福祉避難所の開設が可能な場合には、福祉避難所の開設を要請し、受入人数についても調整して決定します。要請は書面で行うことが原則となりますが、緊急の場合には、口頭により依頼し後日すみやかに書面を送付します。(様式：福祉避難所開設要請書)

④物資・人員等の確保

福祉避難所から物資・資材等の要請があった場合、市で備蓄しているものから供給を図ります。不足が生じる場合には、各種災害時応援協定により提供される物資等を活用します。物資等の配送は、原則、市救援部物資輸送班に属する市職員等により行うほか、協定により提供される物資等については、災害時応援協定締結先の団体によって福祉避難所に配送します。

人員については、要配慮者の福祉避難所での生活支援、心のケア、相談等を行う生活相談員(可能な限り医療福祉専門職を充てる)を概ね10人の要配慮者に対して1人の割合で配置するよう要請します。なお、施設入居者へサービス提供しながら福祉避難所を運営する場合には人員不足が見込まれるため、市内の医療・保健・福祉専門職の団体、福祉関係事業者、外部受援、ボランティア、千葉県災害福祉支援チーム(DWAT)の要請を行います。

⑤要配慮者のスクリーニング(振り分け)

一般避難所における要配慮者の状況を踏まえ、市救援部救護班及び避難誘導救援班に属する市職員により、福祉避難所等に移送が必要な要配慮者のスクリーニングを行います。実施にあたっては、「要配慮者スクリーニング(振り分け)基準表」をもとに、要介護度、障害等級、心身の健康状態、介護者の状況

等を確認して判断するとともに、要配慮者の介護等にあたる家族等とも協議しながら行います。(様式：要配慮者スクリーニング(振り分け)基準表)

記入日		要配慮者スクリーニング(振り分け)基準表			
年 月 日		～福祉避難所への避難誘導を円滑に行うために健康状態を確認するものです～			
要 配 慮 者 の 情 報	フリガナ氏名			避難所名・避難者受付番号	
	生年月日	年 月 日	歳	血液型	A・B・O・AB
	住所 又は居所			性別	男性・女性・その他
	電話番号	()	メールアドレス		
家 族 等	氏名			電話番号	
	住所			同行避難	有・無 本人との関係
身体状況					
区分	主な状態		備考・症状		振り分け・移送先
1 医療機関 福祉施設 での 対応を検討	☐ 治療が必要(大けが)				緊急入院・緊急入所
	☐ 産前(分娩予定日7日以内を目安)				
	☐ 発熱、下痢、嘔吐が3日以上続いている				
	☐ 食事・排泄に全介助が必要(要介護3程度)				
	☐ その他				
2 福祉避難所 での 対応を検討	☐ 人工呼吸器・たんの吸引等(要電源) ※				福祉避難所
	☐ 透析				
	☐ 食事・排泄・移動等に一部介助が必要				
	☐ 介護が必要だが家族等の支援者がいない				
	☐ 知的障害・精神疾患があり家族等の支援者がいない				
3 避難所 要配慮スペース での 対応を検討	☐ 産前・産後・授乳中 ※分娩予定日要確認				避難所要配慮スペース
	☐ 発熱、下痢、嘔吐がある				
	☐ コミュニケーションに支援が必要 (視覚・聴覚・言語障害・外国人等)				
	☐ 3歳以下の乳幼児とその保護者				
	☐ 慢性疾患を有し、薬が必要				
	☐ 知的障害・精神疾患がある				
4 自立	☐ その他、身体的・精神的な支障がある				避難所一般スペース
	☐ 歩行可能、健康、介助が不要				
アレルギー対応(食物・薬品等)		無・有 ()			
※医療的ケアにより電源を必要とする方は、福祉避難所・特別養護老人ホーム月の船(蓄電池等の備えあり)で優先的に受入します。					
医療、福祉専門職(ケアマネジャー、相談支援専門員)の支援状況					
名前・事業所名(担当者)		調整		連絡先	
		要調整・不要		()	
		要調整・不要		()	
その他スクリーニング事項(身体状況・お薬・医療行為、移送の手段・担い手等)					
情報処理欄					
スクリーニング 実施者・所属氏名		本部処理	済・未済	移送先(医療機関・福祉施設・福祉避難所)	
(問い合わせ先) 流山市役所 健康福祉部 福祉政策課 電話:04-7196-6605					

（２）２４時間～７日以内

⑥要配慮者の受け入れ要請及び移送

市救援部は、福祉避難所を開設する施設での受入れ人数の範囲内で、福祉避難所への移送が必要な要配慮者のうち必要性が高い人から利用者を決定し、福祉避難所を運営する施設に対して受け入れを要請します。

要配慮者の福祉避難所までの移送は、原則、要配慮者の介助を行う家族等による移送とします。一人暮らしの場合や家族等による移送が困難な場合は、施設・介護事業者の保有する車両による移送について協力依頼するほか、市救援部による移送を行います。また、社会福祉協議会に依頼し、地域住民に対し、移送支援について働きかけます。（様式：要配慮者受入・移送要請書）

⑦救護班、避難誘導救援班の派遣

市救援部は、体制が整い次第、市救援部救護班及び避難誘導救援班に属する保健師、福祉専門職等を福祉避難所に派遣し、健康面に関するモニタリングを実施し、必要に応じて医療機関等へつなげるなどの対応を行ないます。また、今後の福祉サービスや生活再建についての要望を早期に把握します。

⑧物資・人員等の確保

福祉避難所から食料・物資、人員の要請があった場合には、受入準備段階の④物資・人員等の確保と同様に対応します。

⑨避難者の退所調整

市救援部は、避難者が早期に生活再建できるよう、かつ、福祉避難所を早期閉鎖して本来の施設運営を再開できるよう、避難者に対し生活再建に係る相談・マネジメントを行う等、福祉サービスの利用や各種支援制度に繋がります。

また、市災害対策本部は、福祉避難所の間で利用者数にばらつきが出るなどした場合は、福祉避難所の統廃合及び閉鎖に向けた調整を行います。調整の結果、避難者が適切なサービスや生活場所に移行した場合、または統廃合により避難者がいなくなった場合は、当該福祉避難所を閉鎖します。

（３）閉鎖後

⑩運営費用の支払

福祉避難所の設置運営のために要した費用は、災害救助法による実費弁償の基準に基づき、市が負担します。福祉避難所の閉鎖後、福祉避難所の設置期間中に要した経費等について、市は施設との協議のうえ、施設からの請求に基づき支払を行います。

第2節 施設の取組み

(1) 発災直後～24時間以内

①職員及び入所者の避難誘導・安否確認

発災時には、スムーズな支援を行うため、まずは職員一人ひとりの安全確保に努めます。地震等の揺れがおさまり安全確保された後、入所者、施設利用者等（以下「入所者等」）の避難誘導や安否確認など、災害時におけるBCP（業務継続計画）に基づく対応を行います。

②建物の損傷などの確認・点検

施設使用の可否を判断するため、施設の安全点検を行います。ヘルメット、軍手等を着用し二次災害の防止を図った上で、必ず複数人で安全点検を行います。大規模地震の場合は、市建設部による施設建物の応急危険度判定を実施しますが、状況によっては、実施が遅れる場合もあるため、その場合は施設管理者等が安全点検を行います。なお、点検の結果、危険と認められる場所については、貼り紙やロープ等により立入禁止とする処置を行います。（様式1：被害状況チェックシート）

施設建物の安全点検結果については、各施設を所管する市担当課（介護支援課、障害者支援課等）まで報告します。

③避難者受入の事前準備

施設では、福祉避難所として使用するスペース、福祉避難所で使用する食料等の在庫状況を確認します。施設管理者は、職員の出勤状況や施設のBCPに基づく対応を行いながら、福祉避難所運営業務に従事する職員（生活相談員）を決めます。

物資や人員に不足が見込まれる場合には、施設で調整・調達するほか、対応が難しい場合には市救護班に人員・物資の確保を要請します。（様式：人員派遣依頼書、様式：物資・食料提供依頼書）

主な対応事項

- 避難スペースの確保
- 受入可能人数の把握（運営職員の確保状況による）
- 避難スペースの設置（ベッドや間仕切り等の設置、ゾーニング等）
- トイレ環境（マンホールトイレ、ポータブルトイレなど）
- 入所者への説明
- 食料・物資の提供準備
- ※ 避難所運営に係る資材、避難者への提供用の食料・物資の調達に係る費

- 用は市に請求することができます。(様式：物資・食料等調達記録簿)
- ※ 避難所運営に要する人員を新たに雇い入れる場合にもその人件費について市に請求することができます。

(2) 24時間～7日以内

④避難者受入

要配慮者が福祉避難所に到着後、市救護班から送付された「要配慮者受入・移送要請書」「要配慮者スクリーニング基準表(実施済み個票)」に基づき、要配慮者本人又は家族から、福祉避難所での支援に必要な食事への配慮(アレルギー、きざみ食等)や、健康状態、障害の状況、医療的なケアの必要性、持病等について追加で聞き取りします。(様式：受付時健康状態チェックリスト)

避難者やその家族は、施設入所者及び職員等の区別を行うために、名前を書いた吊り下げ名札などを活用することも有効です。

施設管理者は、福祉避難所に避難している要配慮者について「避難者名簿」を作成します。また、運営等の状況について、「運営日誌・人員体制表」を記入し、市救護班を経由して市災害対策本部に報告します。(様式：避難者名簿、様式：運営日誌・人員体制表)

- ※ 市からの要請により受入にあたり移送に協力した際の実費については、市に請求することができます。なお、福祉避難所の統廃合や閉鎖における移送についても、同様の取扱いとします。移送を行った場合には、市から送付する要配慮者受入・移送要請書を基準に請求します。

⑤避難者支援

避難者に対して生活支援や相談等を行う生活相談員(可能な限り医療福祉専門職を充てる)について、国の基準に則して、概ね避難者10人に対し1人を配置します。生活相談員は、避難者の健康状態や避難前に受けていた福祉サービス等を把握し、避難者に対し必要な生活支援を行います。避難者が災害発生前に、介護保険法等による各種福祉サービス等を利用していた場合には、ケアマネジャー、サービス事業所等と連携を図り、必要なサービスが受けられるよう対応を図ります。

体調の悪化により医療、介護サービスが必要となる等、福祉避難所での避難が困難になった場合には、市救援部救護班及び避難誘導救援班の派遣職員と連携して、入院・入所に向けた状況把握・調整を行います。

⑥避難所運営

避難所運営に伴って物資や人員に不足が発生する場合には、受入準備段階と同様に、施設で調整・調達を行うほか、対応が難しい場合には市救護班に人員・物資の確保を要請します。家族等の同伴者で避難所運営に協力できる者がいる場合には、できるだけ家族等にも協力を依頼します。

そのほか、清掃や整理整頓、ゴミ処理のルール等についてルールを定めて運営します。また、被害、医療、天候、生活物資、生活再建等の避難者に必要な情報は、掲示板や館内放送等を活用して情報提供します。（様式：人員派遣依頼書、様式：物資・食料等提供依頼書）

⑦避難者の退所調整

避難者の退所に向けて、市救護部と連携して、生活再建に係る相談・マネジメントを行う等、福祉サービスの利用や各種支援制度に繋がります。退所が決定した避難者については、福祉サービスの調整結果や次の生活拠点等を市に報告します。（様式：要配慮者退所表）

（３）閉鎖後

⑧運営費用の整理・請求

福祉避難所の設置運営のために要した費用については、災害救助法による実費弁償の基準に基づき、市が負担します。福祉避難所の閉鎖後は、施設は市災害対策本部に対し、速やかに福祉避難所運営経費請求書を提出して請求手続きを行います。（様式：福祉避難所使用費請求書）

費用弁償について ※災害救助法の制度概要（令和５年６月版）

ア. 費用の限度額	１人・１日当たり３４０円以内 福祉避難所の場合は、ウの対象経費を加算できる。
イ. 対象経費	○ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費 ○ 消耗器材費 ○ 建物等の使用謝金 ○ 器物の使用謝金借上費又は購入費 ○ 光熱水費 ○ 仮設便所等の設置費
ウ. 福祉避難所に 加算できる 対象経費	一般の避難所の対象経費に加えて ①おおむね１０人の対象者に１人の生活に関する相談等に当たる職員等の配置経費 ②高齢者、障害者等に配慮した簡易洋式トイレ等の器物の費用 ③日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材費

第3節 感染症対策について

福祉避難所及び施設内での感染症の流行を防ぐために、定期的な検温、福祉避難所内の消毒など基本的な感染症対策を徹底します。また、パーティション、衝立によりゾーニングとレイアウトを工夫し感染防止対策を図ります。

感染症対策に利用する物資は、市救援部が提供する資材のほか、施設が所有する資器材も活用します。不足が生じる場合には市救援部に確保を依頼できるほか、施設で調達することもできます。施設で調達した際の費用については、福祉避難所の閉鎖後に市に請求することができます。

◆主な対策

避難所運営の全般

- 避難者が3密（密閉・密集・密接）とならないよう、十分なスペースを確保するため、できる限り広い避難スペースを確保します。
- 福祉避難所と建物を同じくする福祉施設等がある場合、福祉避難所から福祉施設等への感染拡大を防止するため、パーティション、衝立によりゾーニングとレイアウトを工夫し感染防止対策を図ります。
- 福祉避難所運営者や生活相談員は、原則、マスク、手袋の着用等、基本的な感染対策を行います。

健康チェックの取組み

- 避難者が到着した際には、健康チェックを行い、体調不良者については避難スペースやトイレ等の生活スペースを極力分けます。（参考例：受付時健康状態チェックリスト）
- 毎日決められた時間に健康チェックを実施します。避難者が自己アセスメントできるよう紙媒体の記録用紙を準備し、運営者が管理します。体調不良が続く避難者には、生活スペースを移動してもらうほか、市救援部救護班等と連携して支援を行います。（参考例：避難者健康チェックシート）
- 避難所内では、避難者の体調や施設の状況などを勘案して、必要に応じてマスクの着用を依頼します。

避難所内の取組み

- 居住スペースごとに、2mの間隔を確保し、養生テープ等で区画を示しておきます。パーティションがある場合は、パーティションを設置します。
- 多くの避難者等が手に触れる箇所（ドアノブ・手すり・スイッチなど）はこまめに掃除します。トイレは目に見える汚物があればその都度、汚れが特に見えなくても1日3回（午前・午後・夕方）以上の複数回、消毒液を使用して清拭します。

- 健康維持のため、敷地内を歩く、軽体操など、無理せず自分のペースで定期的に体を動かすことを促します。
- 食事は、一人分ずつ小分けにして提供することや、食事は居住スペース内で行うなど工夫します。
- 換気は、気候上可能な限り常時実施します。困難な場合は、30分に1回以上、数分程度、2方向の窓を全開にして行うようにします。窓が1つしかない場合は、ドアを開けます。換気扇がある場合は、換気扇と窓の開閉を併用します。換気の時間は、ルールを決めて行うことが望ましいです。
- 一般ごみと、感染性の廃棄物は分けて捨てます。感染性の廃棄物はわかるようにし、感染性の廃棄物はごみ袋を2重にします。
- 使用済みのマスク、ティッシュ、手袋など感染につながる可能性の高いものは、ごみに直接触れない、ごみ袋をしっかりと縛って封をする、ごみ袋を2重にする、ごみを取り扱ったあとはしっかり手を洗うなどの対策を実施します。

避難所における衛生環境対策として必要と考えられるもの

マスク
アルコール手指消毒液
体温計
非接触型体温計
除菌用アルコールティッシュ
タオル（ただし1回使用ごとに廃棄）
ペーパータオル
新聞紙（吐物処理用）
ハンドソープ
清掃用の家庭用洗剤
次亜塩素酸ナトリウム、亜塩素酸水、次亜塩素酸水等（モノに対する消毒・除菌剤）
フェイスシールド
カッパ
使い捨て手袋（ビニール手袋も可）
ラップ
ポリ袋
レジ袋
ジップロック袋
ゴミ袋
バケツ
スプレー容器
蓋つきゴミ箱（足踏み式）
簡易トイレ（凝固剤式）
段ボールベッド（簡易ベッド）
パーティション

出典：内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）ほか、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ & A（第2版）について」

今後の改訂について

国指針等の改定、協定を締結している社会福祉施設等からの意見を受けて協議の上、適宜改訂を行います。

改訂履歴

改訂年月日	内容
令和7年3月31日	初版

参考資料

- ◆ 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）ほか、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ & A（第2版）について」
- ◆ 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）ほか、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン（令和3年5月改定）」
- ◆ 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）ほか、「災害救助法の制度概要（令和5年6月版）」

福祉避難所の確保・運営 マニュアル

令和7年3月

編集 : 流山市 健康福祉部 福祉政策課
住所 : 〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1
電話 : 04-7158-1111 (代表)